

大阪市水道局告示第36号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月29日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	枚岡支店	変 更 前	大阪府東大阪市西石切町3丁目 4番1号	令和7年 5月19日
		変 更 後	大阪府東大阪市東石切町3丁目 7番15号	
	布施西支店	変 更 前	大阪府東大阪市岸田堂西2丁目 3番6号	令和7年 6月2日
		変 更 後	大阪府東大阪市荒川2丁目26番 12号	

（水道局総務部経理課）